

## 九州大学全学共通ＩＣカード認証サービス規程

平成 21 年度九大規程第 86 号  
施行：平成 22 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、九州大学(以下「本学」という。)における全学共通ＩＣカードによる認証サービス(以下「ＩＣ認証サービス」という。)の認証機能の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 ＩＣ認証サービスは、本学が運用する各種ＩＣカードシステムに対して、全学共通ＩＣカードにより利用者を認証する機能を提供し、もって当該システムの統合的かつ適正な運用を支援すると共に、利便性向上と安心かつ安全な情報環境を提供することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ＩＣカードシステム 全学共通ＩＣカードによる認証機能を利用したシステムをいう。
- (2) 部局等 九州大学学則(平成 16 年度九大規則第 1 号)第 3 条から第 17 条までに規定する組織をいう。
- (3) サービス提供者 ＩＣカードシステムにより各種サービスを提供する部局等の長をいう。
- (4) 認証 本学が運用する各種ＩＣカードシステムにアクセスしようとする者が、第 6 条の認証対象者であることを全学共通ＩＣカードによる電子データとの関連を用いて確認することをいう。
- (5) 認可 認証により確認された者を識別して、ＩＣカードシステムにおけるアクセス権限を制御し、利用者に応じた固有のサービスを提供することをいう。

(委員会)

第 4 条 ＩＣ認証サービスの管理及び運用に関する審議は、情報政策委員会において行う。

(管理部署等)

第 5 条 ＩＣ認証サービスの管理及び運用に関する業務は、情報統括本部において行う。

2 サービス提供者は、ＩＣ認証サービスの管理及び運用を円滑に行うため、情報統括本部が行う業務の遂行を支援するものとする。

(認証対象者)

第 6 条 ＩＣ認証サービスにおいて認証対象者として登録される者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の役員及び職員
- (2) 本学の学生(学生番号を付与された者をいう。)
- (3) 九州大学全学共通ＩＣカードの発行及び利用に関する規程(平成 20 年度九大規程第 112 号)第 4 条に掲げるパーソナルカード又は名誉教授の証の発行を受けた者

(ＩＣ認証サービスの申請及び許可)

第 7 条 ＩＣカードシステムにより各種サービスを提供しようとする部局等の長は、情報統括本部長(以下「本部長」という。)にＩＣカードシステムの利用を申請し、その許可を受けるものとする。

(ＩＣ認証サービスの制限等)

第 8 条 本部長は、認証対象者がこの規程又はこの規程に基づく定め(以下「規程等」という。)に違反したとき、又はＩＣ認証サービスの運用に重大な支障を生じさせたときは、当該認証対象者の認証を停止し、又は登録を抹消することができる。

2 本部長は、サービス提供者及び当該サービスの実施に携わる者が、規程等に違反したとき、

又はＩＣ認証サービスの運用に重大な支障を生じさせたときは、ＩＣ認証サービスの提供を停止し、又は取り止めることができる。

（個人情報の管理）

第９条 サービス提供者は、関係法令及び本学の諸規則等に基づき、ＩＣ認証サービスに係る個人情報に関する記録を適正に管理するものとする。

（ＩＣカードシステムにおける認可）

第１０条 サービス提供者は、ＩＣ認証サービスの認証機能を用いて、ＩＣカードシステムの運用方針に応じた利用者の認可を独自に行うことができる。

（事務）

第１１条 ＩＣ認証サービスに関する事務は、部局等の協力を得て、情報システム部情報基盤課において処理する。

（雑則）

第１２条 この規程に定めるもののほか、ＩＣ認証サービスの認証機能の管理及び運用に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。